

令和5年度 町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税申告書は、納税義務者であるみなさまの町民税・県民税額の課税資料となるだけでなく、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の算定・軽減や、所得証明・納税証明などの諸証明発行にあたって必要なものとなりますので、申告期限（**3月15日**）までに必ず提出していただきますようお願いいたします。

申告の必要な方

令和5年1月1日現在、田布施町に住所があり、**次のいずれにも該当しない方**

○ 所得税の確定申告をした方

上場株式等に係る配当所得・株式譲渡所得（源泉徴収有りの特定口座分）（以下「特定配当等」とします。）について、所得税と異なる課税方式を選択される場合は、町民税・県民税申告書と「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書」の提出が必要です（様式は税務課窓口や田布施町ホームページで配布しています）。ただし、確定申告した特定配当等の全てについて申告不要を希望され、その旨を確定申告書第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に記載した方については提出の必要はありません。

○ 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から田布施町に給与支払報告書が提出されている方

控除等が給与支払報告書の内容から変更となる場合は町民税・県民税申告書の提出が必要です。

○ 前年中の所得が年金所得のみの方

控除等を取られる場合は町民税・県民税申告書の提出が必要です。

（注）収入がない方であっても、田布施町在住の親族等の扶養になっていない場合（年末調整や確定申告等で税法上の扶養親族として申告されていない場合）は、収入がない旨の申告（町民税・県民税申告書の裏面「17 申出書（前年中に所得のなかった方）」への記入）が必要です。

申告に必要なもの（主なもの）

○ 町民税・県民税申告書

○ 申告する方の個人番号（マイナンバー）と本人確認ができる書類

※ 申告書を郵送で提出する場合は写しを添付してください。なお、本人確認書類として健康保険証（被保険者証）の写しを使用される場合は、保険者番号と被保険者等記号・番号が確認できない状態にしてご提出ください（番号部分を紙で隠してコピーを取るなど）。

○ 収入金額が分かるもの

- ・ 給与収入や年金収入のある方 …… **源泉徴収票**
- ・ 事業所得（営業・農業）や不動産所得のある方 …… **収支内訳書（計算・記載済みのもの）**
- ・ 一時所得や雑所得のある方 …… **明細又は支払証明書**

○ 各種控除を受けるための書類

- ・ 社会保険料控除 …… **控除証明書又は領収書**
- ・ 生命保険料控除、地震保険料控除 …… **控除証明書**
- ・ 障害者控除 …… **各種障害者手帳又は障害者控除対象者認定書**
- ・ 医療費控除 …… **医療費控除の明細書（計算・記載済みのもの）や医療費通知**

町民税・県民税（均等割額＋所得割額）の税率と計算

均等割額	5,500円（町民税 3,500円 県民税 2,000円） ・ 令和5年度まで防災のための施策に対する費用の財源確保のため、町民税・県民税の均等割額が各500円加算 ・ 令和6年度まで「やまぐち森林づくり県民税」として県民税の均等割額が500円加算
所得割額	課税総所得金額（総所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額 ・ 総合課税の税率 …… 町民税 6.0% 県民税 4.0% ・ 分離課税の短期譲渡所得金額の税率（一般分） …… 町民税 5.4% 県民税 3.6% ・ 分離課税の長期譲渡所得金額の税率（一般分） …… 町民税 3.0% 県民税 2.0%

問い合わせ先・郵送の場合の提出先

田布施町役場 税務課 課税係

〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1 TEL 0820-52-5804（直通）

申告書の書き方

収入金額・所得金額

収入金額から必要経費等を差し引いたものが所得金額となります。

次の資料を参考に、町民税・県民税申告書の表面「1 収入金額等」の欄に収入金額を、「2 所得金額」の欄に所得金額を記入してください（申告書の裏面にも関連する項目がありますので、該当する場合は記入してください）。

項目		種類		内容	
収入	所得				
ア	①	事業	営業等	販売業、製造業、飲食業、建設業、漁業、外交員、その他のサービス業等の事業から生じる所得	それぞれ収支内訳書を作成し、提出してください。
イ	②		農業	農産物、果樹、花・酪農品の生産等から生じる所得	
ウ	③	不動産		貸家・貸地等の賃借料、不動産貸付の権利金・礼金等の所得	
エ	④	利子		公社債、預貯金の利子等の所得	
オ	⑤	配当		株式配当、余剰金の分配等の所得 ・配当割額の控除を受ける場合は、町民税・県民税申告書の裏面「14」に記入が必要です。	
カ	⑥	給与		給料、賃金、賞与等の所得 ・給与の所得金額は、下記の「給与所得の速算表」から算出してください。 ・給与明細のない方は、町民税・県民税申告書の裏面「6」に記入が必要です。 ・一定の条件に該当する場合、給与所得から下記の「所得金額調整控除額」が控除されます。	
キ	⑦	雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金に係る所得（遺族年金・障害年金は除く） ・年金の所得金額は、下記の「年金所得の速算表」から算出してください。	
ク	⑧		業務	雑所得を生ずべき業務（副業）から生じる所得、シルバー人材センターからの分配金、太陽光発電施設の売電による所得等	
ケ	⑨		その他	生命保険契約等に基づく年金（個人年金）等	
コ	⑩	総合譲渡	短期	土地建物や株式以外の資産（自動車等）の譲渡により生じる所得 ・短期 …… 所有期間が5年以内の資産を譲渡した場合	特別控除額 50万円
サ			長期	・長期 …… 所有期間が5年超の資産を譲渡した場合	
シ		一時		生命保険の一時金、損害保険の満期戻戻金、懸賞金品等の所得	特別控除額 50万円

(注1) 事業専従者がいる場合、事業所得（営業・農業）及び不動産所得の算定において控除の対象となります。なお、あなたが事業専従者として申告した方を、重ねてあなたの同一生計配偶者や扶養親族として申告することはできませんのでご注意ください。

(注2) 総合譲渡（長期）と一時所得は、その合計の1/2が課税対象となります。

○ 給与所得の速算表

給与収入	給与所得
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(A) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	給与収入 - 1,950,000円

(A) …… 給与収入 ÷ 4（千円未満切り捨て）

○ 年金所得の速算表

年齢	公的年金収入	年金所得
昭和33年 1月2日 以後生	～1,299,999円	(B) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円
65歳未満	10,000,000円～	(B) - 1,955,000円
昭和33年 1月1日 以前生	～3,299,999円	(B) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円
65歳以上	10,000,000円～	(B) - 1,955,000円

(B) …… 公的年金収入

※ 公的年金等所得以外の所得が1,000万円超の方は計算式が異なります。詳しくは税務課課税係までおたずねください。

○ 所得金額調整控除

次に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます（①と②の両方に該当する場合は①→②の順に控除）。

① 給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次の要件のいずれかに該当する場合

要件	イ) あなたが特別障害者に該当する ロ) 年齢23歳未満の扶養親族がいる ハ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる
控除額	{ 給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円 } × 10%

② 給与所得と年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

控除額	{ 給与所得控除後の給与等の金額 (10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円) - 10万円 }
-----	---

所得控除（所得から差し引かれる金額）

次の資料を参考に、町民税・県民税申告書の表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。なお、申告の際には【 】内記載の書類を持参してください。

項目	種類	内容	控除額																					
⑬	社会保険料控除	健康保険料、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料等 【 支払証明書や領収書 】	支払額 全額																					
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度の掛金（旧第二種共済契約掛金は除く）、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済の掛金等 【 支払証明書や領収書 】	支払額 全額																					
⑮	生命保険料控除	あなたが支払った一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、下記の算式により計算した控除額の合計額 【 控除証明書 】	限度額 70,000円																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払金額の1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	支払金額	控除額	新契約	12,000円以下	全額	12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	旧契約	15,000円以下	全額	15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円
		種類		支払金額	控除額																			
		新契約		12,000円以下	全額																			
				12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円																			
				32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円																			
				56,000円超	28,000円																			
		旧契約		15,000円以下	全額																			
15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円																							
40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円																							
70,000円超	35,000円																							
(注) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方がある場合、新契約と旧契約それぞれ上記の算式により計算した金額の合計額(限度額28,000円)。																								
⑯	地震保険料控除	あなたが支払った地震保険契約又は旧長期損害保険契約の掛金で、下記の算式により計算した控除額の合計額 【 控除証明書 】	限度額 25,000円																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払金額の1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期</td> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払金額の1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	支払金額	控除額	地震	50,000円以下	支払金額の1/2	50,000円超	25,000円	旧長期	5,000円以下	全額	5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円	15,000円超	10,000円						
		種類		支払金額	控除額																			
		地震		50,000円以下	支払金額の1/2																			
				50,000円超	25,000円																			
		旧長期		5,000円以下	全額																			
				5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円																			
				15,000円超	10,000円																			
(注) 同一契約の中に地震保険契約と旧長期損害保険契約がある場合は、選択によりどちらか片方のみに該当するものとして控除額を計算します。																								
⑰	寡婦控除	⑱「ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに該当する女性（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいる場合は除きます） イ) 夫と離婚後再婚していない方で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下 ロ) 夫と死別後再婚していない方や夫の生死が不明の方で、合計所得金額が500万円以下	26万円																					
⑱	ひとり親控除	婚姻をしていない方又は配偶者の生死が不明の方で、次の要件全てに当てはまる方 イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない ロ) 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者や扶養親族でない子に限ります）がある ハ) 合計所得金額が500万円以下	30万円																					
⑲	勤労学生控除	特定の学校の学生・生徒に該当し、かつ、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 【 在学が確認できるもの（学生証など） 】	26万円																					
⑳	障害者控除	あなた、同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する場合 【 障害者手帳等 】																						
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>・ 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等を交付されている ・ 精神保健指定医等により知的障害者と判定された ・ 65歳以上で、障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けた（認定書は健康保険課長寿支援係で交付） など</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>・ 身体障害者手帳の身体上の障害の程度が1級又は2級 ・ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級 ・ 重度の知的障害者と判定された など</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を状況としている</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>		障害者	・ 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等を交付されている ・ 精神保健指定医等により知的障害者と判定された ・ 65歳以上で、障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けた（認定書は健康保険課長寿支援係で交付） など	26万円	特別障害者	・ 身体障害者手帳の身体上の障害の程度が1級又は2級 ・ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級 ・ 重度の知的障害者と判定された など	30万円	同居特別障害者	・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を状況としている	53万円												
		障害者		・ 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等を交付されている ・ 精神保健指定医等により知的障害者と判定された ・ 65歳以上で、障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けた（認定書は健康保険課長寿支援係で交付） など	26万円																			
特別障害者	・ 身体障害者手帳の身体上の障害の程度が1級又は2級 ・ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級 ・ 重度の知的障害者と判定された など	30万円																						
同居特別障害者	・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を状況としている	53万円																						
あなたと生計を一にする合計所得金額48万円以下の配偶者がいる方																								
㉑	配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">配偶者の年齢</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>昭和28年1月2日以後生</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>昭和28年1月1日以前生</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の年齢		あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	昭和28年1月2日以後生	33万円	22万円	11万円	老人	昭和28年1月1日以前生	38万円	26万円	13万円				
		配偶者の年齢			あなたの合計所得金額																			
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																		
		一般	昭和28年1月2日以後生	33万円	22万円	11万円																		
老人	昭和28年1月1日以前生	38万円	26万円	13万円																				

項目	種類	内容																																							
㉒	配偶者特別控除	あなたと生計を一にする合計所得金額 48 万円超 133 万円以下の配偶者がいる方																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超 950 万円以下</th> <th>950 万円超 1,000 万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48 万円超 100 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>31 万円</td> <td>21 万円</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>18 万円</td> <td>9 万円</td> </tr> <tr> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>14 万円</td> <td>7 万円</td> </tr> <tr> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>16 万円</td> <td>11 万円</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>120 万円超 125 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>125 万円超 130 万円以下</td> <td>6 万円</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>130 万円超 133 万円以下</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
		配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額																																					
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下																																				
		48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																																				
		100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																																				
		105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																																				
		110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																																				
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																																						
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																																						
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																																						
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円																																						
㉓	扶養控除	あなたと生計を一にする合計所得金額 48 万円以下の扶養親族（配偶者を除きます）がいる方																																							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td> <td>年齢 16 歳以上の方（平成 19 年 1 月 1 日以前生）</td> <td>33 万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>年齢 19 歳以上 23 歳未満の方 （平成 12 年 1 月 2 日～平成 16 年 1 月 1 日生）</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>年齢 70 歳以上の方（昭和 28 年 1 月 1 日以前生）</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族</td> <td>老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方</td> <td>45 万円</td> </tr> </tbody> </table>	一般扶養親族	年齢 16 歳以上の方（平成 19 年 1 月 1 日以前生）	33 万円	特定扶養親族	年齢 19 歳以上 23 歳未満の方 （平成 12 年 1 月 2 日～平成 16 年 1 月 1 日生）	45 万円	老人扶養親族	年齢 70 歳以上の方（昭和 28 年 1 月 1 日以前生）	38 万円	同居老親等扶養親族	老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方	45 万円																											
		一般扶養親族	年齢 16 歳以上の方（平成 19 年 1 月 1 日以前生）	33 万円																																					
		特定扶養親族	年齢 19 歳以上 23 歳未満の方 （平成 12 年 1 月 2 日～平成 16 年 1 月 1 日生）	45 万円																																					
老人扶養親族	年齢 70 歳以上の方（昭和 28 年 1 月 1 日以前生）	38 万円																																							
同居老親等扶養親族	老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方	45 万円																																							
(注) 年齢 16 歳未満の扶養親族（平成 19 年 1 月 2 日以後生）については所得控除はありませんが、町民税・県民税の算定に必要な項目ですので、「16 歳未満の扶養親族」欄に記入をお願いいたします。																																									
㉔	基礎控除	あなたの合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に控除されるもの																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400 万円以下</td> <td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td> <td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td> </tr> <tr> <td>43 万円</td> <td>29 万円</td> <td>15 万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額			2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下	43 万円	29 万円	15 万円																														
あなたの合計所得金額																																									
2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下																																							
43 万円	29 万円	15 万円																																							
㉖	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族（合計所得金額 48 万円以下の方に限ります）が、災害・盗難・横領等により住宅や家財等に損害を受けた場合 【損害や補てんの額を証明する書類】																																							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td>次のいずれか多い方の金額 イ) (損害金額 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等の 10% ロ) 災害関連支出の金額 - 5 万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除額	次のいずれか多い方の金額 イ) (損害金額 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等の 10% ロ) 災害関連支出の金額 - 5 万円																																					
控除額	次のいずれか多い方の金額 イ) (損害金額 - 保険金等で補てんされる金額) - 総所得金額等の 10% ロ) 災害関連支出の金額 - 5 万円																																								
㉗	医療費控除	イ) 通常の医療費控除 【明細書や医療費通知（領収書の添付は不要）】 あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合																																							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td>支払った医療費 - 保険金等の補てんされる金額 - 「総所得金額の 5%」又は「10 万円」の低い方の金額</td> </tr> </tbody> </table>	控除額	支払った医療費 - 保険金等の補てんされる金額 - 「総所得金額の 5%」又は「10 万円」の低い方の金額	限度額 200 万円																																				
控除額	支払った医療費 - 保険金等の補てんされる金額 - 「総所得金額の 5%」又は「10 万円」の低い方の金額																																								
	イ又はロ どちらか一方 を選択	ロ) 医療費控除の特例 【明細書（領収書の添付は不要）】 あなたやあなたと生計を一にする親族のために特定一般用医薬品を購入した場合																																							
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td>支払った特定一般用医薬品購入費 - 12,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	控除額	支払った特定一般用医薬品購入費 - 12,000 円	限度額 88,000 円																																					
控除額	支払った特定一般用医薬品購入費 - 12,000 円																																								
(注) 健康の維持増進及び疾病の予防への「一定の取組」（特定健康診査・予防接種・がん検診等）を行っている場合に限り（取組を行った旨の証明の提示が必要です）。																																									

税額控除（税額から差し引かれる金額）

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等があります。

なお、配当割額・株式等譲渡所得割額控除と寄附金税額控除については、町民税・県民税申告書の裏面「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」及び「15 寄附金に関する事項」に記入をお願いいたします。

町民税・県民税が非課税になる方

次の①から③のいずれかに当てはまる方は、町民税・県民税が非課税となります。

- 生活保護の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親のいずれかに該当し、合計所得金額が 135 万円以下の方
- 合計所得金額が次の金額以下の方（扶養親族には年少扶養親族を含みます）
 - 扶養親族がいない場合 …… 38 万円
 - 扶養親族がいる場合 …… 28 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の人数 + 1) + 268,000 円